

令和8年度 十和田市

子育て短期支援(ショートステイ)事業

十和田市では、保護者の疾病等の理由により緊急一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合に、お子さま又は母子等を安全な施設で養育・保護するショートステイ事業を実施しています。

対象者

次に該当する十和田市に住所を有する18歳未満の児童及びその保護者

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上的の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- (5) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- (6) レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用を必要とする場合
- (7) 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護を必要とする場合

実施施設等

県内の実施施設(乳児院、児童養護施設)及び里親

※ 利用開始の受入時間は**午前8時30分から午後5時まで**となります。

利用期間・利用料金

期間 7日以内

料金 無料(※ 但し、保護者の食費及び実施施設等がやむを得ず支払った医療費や移送費は実費負担となります。)

利用方法

① 相談

利用希望理由等について、すこやかこども家庭センターにご相談ください。

② 申請・決定

利用希望日の**2週間前**までにすこやかこども家庭センターへお申し込みください。
申請内容審査後、利用可否の決定通知書が届きます。
利用決定の場合は、持ち物等についての案内も一緒に届きます。

③ 利用

利用施設等への送迎は、**保護者が行います。**

<利用上の注意>

- ・**実施施設等の定員を超える場合や申請内容の審査により、利用できない場合があります。**
- ・体調不良や感染症の疾病にかかっている場合(そのおそれがある場合も含む)、利用できない場合があります。
- ・急な発熱など体調不良が認められる場合は、利用予定期間中であってもお迎えをお願いする場合があります。
- ・**キャンセル等変更**がある場合は、すこやかこども家庭センターへ**お早め**にご連絡ください。

お申込み・お問合せ先

十和田市すこやかこども家庭センター よりそう子育て係
電話 51-6734 FAX 23-5114
開設時間:午前8時30分から午後5時15分
(12月29日~1月3日及び土日・祝日を除く)

